

埧町男女共同参画計画

平成30年12月

埧 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	
(1) 世界の動き	2
(2) 国の動き	3
(3) 県の動き	3
3 計画の基本理念	4
4 計画の基本目標	4
5 計画の性格と位置付け	4
6 計画の期間	4
第2章 計画の内容	
1 計画の基本理念	5
2 基本目標と実施計画	
(1) 男女共同参画への意識づくりの推進	5
(2) 男女共同参画社会の環境づくりの推進	6
(3) 人権が尊重される地域づくりの推進	7
<参考> 寺西八カ条	8

1 計画策定の趣旨

国では、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」が制定され、「男女共同参画社会の形成」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（法第2条）と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています（法第13条）。平成27年12月に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

<目指すべき社会>

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

埴町では、平成28年11月、「埴町第五次（後期）長期総合計画」を策定し、基本計画「V 町民みんなが主役の町をつくります」－「第2章 みんなが主役のまちづくり」－「4 お互いを尊重しあう社会の実現」で『男女共同参画』を掲げ、男女共同参画の推進を図ることとしています。

このようなことから、男女の性別に関わりなく、あらゆる分野に対等な立場で参画し、活躍できる男女共同参画社会の実現を目指すため、「埴町男女共同参画計画」を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

- ・1975年（昭和50年）【国際婦人年の宣言、世界行動計画の策定】

国連は、女性差別の撤廃に向けて世界的規模で取り組むため、この年を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）をメキシコシティで開催して「世界行動計画」を採択しました。また、1976年から1985年までを「国連婦人の10年」として女性の地位向上のための施策が推進されることとなりました。

- ・1979年（昭和54年）【女性差別撤廃条約】

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択。

- ・1985年（昭和60年）【ナイロビ将来戦略】

「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略）を採択。

- ・1995年（平成7年）【北京宣言】

男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として「北京宣言」を採択。

- ・2000年（平成12年）【女性2000年会議】

ニューヨークで開催された「女性2000年会議」において「政治宣言」「成果文書」を採択。

- ・2005年（平成17年）【第49回国連婦人地位委員会】

北京会議から10年目を記念し「北京宣言及び行動綱領」「女性2000年会議成果文書」の再認識が行われ、完全実施に向けた「政治宣言」を採択。

- ・2010年（平成22年）【第54回国連婦人地位委員会】

北京会議から15年目を記念し「北京宣言及び行動綱領」「女性2000年会議成果文書」の再認識が行われ、完全実施に向けた「政治宣言」を採択。

- ・2011年（平成23年）【UN Womenの発足】

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が発足。

- ・2012年（平成24年）【第56回国連婦人地位委員会】

東日本大震災の経験や教訓を各国と共有し、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議を採択。

- ・2015年（平成27年）【第59回国連婦人地位委員会】

北京会議から20年目を記念し「北京宣言及び行動綱領」「女性2000年会議成果文書」の評価と再認識が行われ、完全実施に向けた「政治宣言」を採択。

(2) 国の動き

- ・ 1975 年（昭和 50 年）【総理府に婦人問題企画推進本部を設置】
- ・ 1976 年（昭和 51 年）【民法の一部改正（離婚時の氏使用可能）】
- ・ 1977 年（昭和 52 年）【国内行動計画の策定】
- ・ 1980 年（昭和 55 年）【民法の一部改正（配偶者相続分の引き上げ）】
- ・ 1984 年（昭和 59 年）【国籍法の改正（父系優先主義から父母両系主義へ）】
- ・ 1985 年（昭和 60 年）【男女雇用機会均等法の成立、女子差別撤廃条約に批准】
- ・ 1987 年（昭和 62 年）【西暦 2000 年に向けての新国内行動計画の策定】
- ・ 1991 年（平成 3 年）【育児休業法の成立】
- ・ 1993 年（平成 5 年）【パートタイム労働法の成立】
- ・ 1994 年（平成 6 年）【男女共同参画推進本部の設置、男女共同参画審議会の設置】
- ・ 1996 年（平成 8 年）【男女共同参画 2000 年プランの策定】
- ・ 1999 年（平成 11 年）【男女共同参画社会基本法の成立】
- ・ 2000 年（平成 12 年）【男女共同参画基本計画の策定】
- ・ 2001 年（平成 13 年）【DV防止法の成立】
- ・ 2003 年（平成 15 年）【次世代育成支援対策推進法の成立】
- ・ 2005 年（平成 17 年）【第 2 次男女共同参画基本計画の策定】
- ・ 2007 年（平成 19 年）【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章の策定】
- ・ 2008 年（平成 20 年）【女性の参画加速プログラムの決定】
- ・ 2010 年（平成 22 年）【第 3 次男女共同参画基本計画の策定】
- ・ 2015 年（平成 27 年）【女性活躍推進法の成立、第 4 次男女共同参画基本計画の策定】
- ・ 2018 年（平成 30 年）【候補者男女均等法の成立】

(3) 県の動き

- ・ 1978 年（昭和 53 年）【青少年婦人課の設置】
- ・ 1983 年（昭和 58 年）【婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画の策定】
- ・ 1994 年（平成 6 年）【ふくしま新世紀女性プランの策定、女性政策室の設置】
- ・ 2001 年（平成 13 年）【男女共生センター開設、ふくしま男女共同参画プラン策定】
- ・ 2002 年（平成 14 年）【男女共同参画推進条例の制定、男女共同参画審議会の設置】
- ・ 2003 年（平成 15 年）【（組織再編）人権男女共生グループを設置】
- ・ 2008 年（平成 20 年）【（組織再編）人権男女共生課を設置】
- ・ 2012 年（平成 24 年）【東日本大震災の教訓を踏まえ「ふくしま男女共同参画プラン」を一部改定、（組織再編）青少年・男女共生課を設置】
- ・ 2015 年（平成 27 年）【（組織再編）男女共生課を設置】

3 計画の基本理念

埴町の男女共同参画形成の必要性を踏まえ、この計画の基本理念を次のとおりとします。

**男女が、お互いを理解し共に尊重しながら、
個性と能力を十分に発揮できる社会づくり**

4 計画の基本目標

埴町の男女共同参画社会の「基本理念」を踏まえ、以下の3つを基本目標とします。

- ＜基本目標1＞ 男女共同参画への意識づくりの推進
- ＜基本目標2＞ 男女共同参画社会の環境づくりの推進
- ＜基本目標3＞ 人権が尊重される地域づくりの推進

3 計画の性格と位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び福島県の「ふくしま男女共同参画プラン」を勘案し、「埴町第五次長期総合計画」との整合を図り、埴町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとして策定します。

＜男女共同参画社会基本法（抜粋）＞

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 （略）

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 計画の期間

この計画の期間は、西暦2018年度（平成30年度）から西暦2027年度までの10年間としますが、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の内容

1 計画の基本理念

「男女が、お互いを理解し共に尊重しながら、個性と能力を十分に発揮できる社会づくり」

2 基本目標と実施計画

【基本目標1：男女共同参画への意識づくりの推進】

男女が、お互いを理解し共に尊重し合う「男女共同参画社会」を形成するためには、まず、それぞれが理解しあうことが大切です。昔話にもあるように、古くから「男は仕事、女は家庭」という考え方があり、現代でも依然としてそのような固定観念が存在しています。そのため、いまだに多くの場面で、女性の社会参画が消極的に捉えられ、古い固定観念による前例踏襲が繰り返されるなど、「男女共同参画」の考え方が十分に理解されない状況にあります。

人々が男女共同参画社会形成のための行動に移していくためには、それぞれが理解しあい、男女共同参画の意識を持つことが基本となります。このため、「男女共同参画への意識づくり」を基本目標の一つとして推進していきます。

<実施計画（主な取組内容）>

○広報・啓発

- ・様々な機会を通して、広報はなわなどの様々な媒体を活用し、わかりやすく広報・啓発していきます。

○学校教育の推進

- ・はなわの子どもたちが、お互いを尊重しあい、心豊かに成長していくことができるよう、学校教育の充実を図っていきます。
- ・学校教職員等への男女共同参画の研修等を実施していきます。

○生涯学習の推進

- ・公民館を中心に各種講座・研修を充実するとともに、女性の主体的な社会参加が可能となるよう、指導者の養成と活用を図っていきます。

【基本目標 2：男女共同参画社会の環境づくりの推進】

男女が、お互いを理解し共に尊重し合う「男女共同参画社会」を形成するためには、その意識を持つことが基本となりますが、その気持ちや意識だけでなく、具体的に行動に移していくことが肝要です。そして、男女の性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮できるような環境を整備していく必要があります。その場所は、仕事（職場・組織）、家庭生活、地域活動など様々です。

例えば、組織内で「ハードな仕事は女性に気の毒」といった善意の配慮のつもりが無意識に偏見となり、そういった「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」は、育児中の職員に「子育てで大変だから」と仕事を軽減するかわりに昇進・昇格の機会が減る「マミートラック」の問題を起こすおそれがあります。

また、クオータ制（会社役員などの役職の一定割合を女性に割り当てる）という制度がありますが、登用された女性だけでなく、後に続く女性にとっても、自分には無縁と思っていたポジションや組織内の課題等を我が事として身近に捉え、より能力を発揮できる可能性があります。

働き方改革が注目されていますが、「ワークライフバランス」という言葉も出てきています。「ワークライフバランス」は、「仕事」と「生活」のどちらかを重視するというものではなく、「生活の充実によって、仕事の効率・パフォーマンスが向上し、短時間で仕事の成果を出せる、プライベートに時間を使えるという好循環のこと」であり、「生活と仕事を調和させることで得られる相乗効果・好循環」のことを意味するといわれています。

男女共同参画社会の形成のため、ダイバーシティ（多様性）を尊重して受け入れるなど、男女の性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮できるような環境を整備していく必要があります。このため、「男女共同参画社会の環境づくり」を基本目標の一つとして推進していきます。

<実施計画（主な取組内容）>

○ワークライフバランスの推進、子育て支援等の充実

- ・事業主のワークライフバランスが普及するよう意識啓発を図るとともに、子育て支援などの施策を通じて、男女共同参画社会の環境づくりを進めます。
- ・妊娠から出産・育児にわたる相談・支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置・運営により、関係機関と連携しながら、育児相談や保健指導など必要な支援を行います。
- ・食育を通しての子どもたちの健やかな成長と、家庭での家事や育児の負担の軽減

を図るため、給食費の一部を町で負担し、子育てを支援します。

- ・(仮称) はなわこども園を整備し、保育サービスと幼児教育の充実を図ります。
- ・延長保育や学童保育など、保育サービスの充実を図ります。
- ・地域包括支援センターを中心に、民生委員、社会福祉協議会やNPO等と連携して、高齢者の健康づくり等の介護予防をはじめ、福祉サービスの充実を図ります。

○地域活動等における男女共同参画

- ・男女がともに地域活動に参画できるよう意識の高揚を図るとともに、地域づくりの企画・意思決定の場に女性が積極的に参画できるよう、参加意欲を高めるための環境整備を進めます。
- ・災害時の避難所の運営において、女性、子ども、要援護者等にも配慮した運営ができるよう、男女がともに参画し双方の視点が反映できる仕組みづくりなど、防災分野における女性の参画拡大を図ります。
- ・幅広く町民の意見を反映するため、町の各種審議会や協議会等への女性委員の登用を進めます。
- ・各分野への女性の登用を促進するため、研修や学習の機会を提供するとともに、人材の育成に努めるなど、活動しやすい環境づくりを進めます。

【基本目標3：人権が尊重される地域づくりの推進】

ニュースで取り上げられている問題、例えば、財務省官僚によるセクシャル・ハラスメント、女子レスリングやアメフトなどスポーツ界におけるパワー・ハラスメント、DV（ドメスティック・バイオレンス）など、これらの問題の根幹は「人権」です。

依然として性差別や暴力が存在しており、「人権」侵害の被害者の多くは女性や未成年などです。

人権侵害は、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。

このため、「人権が尊重される地域づくり」を基本目標の一つとして推進していきます。

<実施計画（主な取組内容）>

○人権の尊重

- ・弱者に対する差別や暴力・虐待の防止に向け、人権週間など様々な機会を捉えて人権擁護委員や関係機関と連携し、各種啓発活動や人権教育を推進するとともに、人権擁護に関する相談・対応に努めます。

<参 考>

塙代官御定書 寺西八ヶ条 天領の郷 塙町

一. 天はおそろし

天はすべて お見通しである [勸善懲悪]

二. 地は大切

耕地の管理をしなければならない

三. 父母は大事

父母への孝養をつくすこと

四. 子は不憫・可愛

子は平等に大事に育てること

五. 夫婦むつまじく

お互いを支え一生仲良く暮らすこと

六. 兄弟仲よく

兄弟は親密にして助け合うこと

七. 職分を出精

勤勉に働き 生活では儉約を守ること

八. 諸人あいきょう

人とのつきあいは忍耐と愛きょうで

※ 磐城国白川郡塙代官所第 23 代塙代官・寺西重次郎封元は、寛政 4 年から文化 11 年の 22 年間に塙代官所に在陣して民政に尽くされ、「寺西八ヶ条」は儒教の五倫五常を平易に説いたものとされている。

寺西代官は、住民の立場に立って行われた民政と残された数々の業績により、向ヶ岡公園（寺西代官が救民事業として建造した日本最古の庶民のための公園）内に「寺西神社（文化 14 年建立）」の生祠として祭られ、また、塙代官所跡地には「子育て地蔵尊」が（寺西代官の子育て・育児奨励制度を追随して）祭られ、地域住民の心に教訓として今日まで生き続けている。